

1. 本校の方針

本校は、「面倒見のよい学校」を学校経営の基本方針とし、生徒一人ひとりを大切にし、一人ひとりの全人的な発達をめざす教育活動を展開している。

生徒一人ひとりの能力を開花させ、心を開かせ、一人ひとりが安心して学校生活を送ることができるよう、いじめの防止に向けて日常の指導体制を整備するとともに、いじめの未然の防止とその早期の発見への取り組み、いじめを発見した場合の適切かつ速やかな解決を期して、「いじめ防止基本方針」を定める。

2. 基本的な考え方

本校は昨年創立30周年を迎えたが、創立当初からの校訓「奮闘努力・質実剛健・尊敬慈愛」は一言で言うならば、明確な目標に向かって何事にもチャレンジする精神を鍛え、豊かな内面を磨き、隣人への慈愛の心を育むということになるだろう。この中の尊敬慈愛の精神の涵養は取りも直さず、いじめ防止の取り組みに繋がるものである。

また、「面倒見のよい学校」の具体策としての特進文理・総合教育・体育特選の3つのコース制、国・数・英の習熟度別授業、不登校生の受け入れ等は本校の大きな特色として、内実を深めつつある。さらに退学者減少のための取り組みは、劇的とは行かないまでも徐々にその成果を上げつつあり、これを支える特別支援教育推進委員会での各生徒についての情報交換と全教職員での情報共有は、一人ひとりの生徒への日ごろの目配りに生かされ、いじめの防止・早期発見に役立つものとなっている。

このような取り組みを踏まえつつ、本校の全教職員は「いじめは、どのクラスにも学校にも起こりうる」という共通認識をもち、隣人への慈愛の心を育むという校訓を具現化し、生徒相互に好ましい人間関係を築いていくことを以っていじめを生まない教育環境づくりを進めて行くこととする。また、このための必要な指導体制を確立し、いじめの防止・対応・解決に包括的に取り組むこととする。

3. いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制及びいじめを認知した際の組織的対応

いじめの防止等に関する取り組みを円滑かつ実効的なものとするため、管理職を含む複数の教職員、カウンセリングの専門知識を有する関係者による、日常の教育相談及び生徒指導に当たる組織を設置する。具体的には、生徒指導上の重大な事案に対応している拡大生徒指導委員会に養護教諭・スクールカウンセラーを加えた、「いじめ対応チーム」をもってあてる。

また、一人ひとりの生徒の置かれた状況を把握するため、月1回開かれる特別支援教育推進委員会で確認される情報の全教職員による共有をはかるとともに、定期的な生徒アンケートを実施する。

さらに、いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、いじめ対応チームのメンバーを中心に、事実確認等の情報の収集と記録、情報の共有を行い、いじめの解決に向けた組織的対応を行う。

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめの未然防止の観点から、本校の教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する様々な取り組みを計画的かつ継続的に実施するため、年間の指導計画及び教職員の研修についての計画を別途定める。

4. 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

重大事態とは、「いじめによる生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受けた生徒の状況で判断する。身体に重大な傷害を負った場合や、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」については、不登校についての定義を踏まえて年間30日を目安として「相当の期間」とする。ただし、一定期間生徒が連続して欠席しているような場合には、その状況により校長が判断する。

また、生徒や保護者からいじめによって重大事態に至ったという申立てがあった場合は、校長が判断し、適切に対応することとする。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合は、直ちに県所轄部署を通じて県知事に報告し、理事会へも報告する。同時に校長を中心に学校が主体となって、いじめ対応チームに必要な応じて弁護士等を加えた組織で調査に当り、事態の解決にあたる。

5. その他の事項

「面倒見のよい学校」を学校経営の基本方針とする本校は、同時に様々な情報発信に努めてきた。いじめの防止等についても、保護者や地域と連携して取り組む必要がある。このため本方針については、学校のホームページ等で公開するとともに、育友会活動、保護者会などの機会を生かして、情報発信に努める。

また、本方針が本校の実情に即して効果的に機能しているかについて、いじめ対応チームを中心に定期的に点検し、必要に応じて見直しをはかるとともに、生徒・保護者の積極的な関わりが保てるよう十分に配慮することとする。

いじめ対応チームの構成

※「いじめ対応チーム」の構成員は、拡大生徒指導委員会から教務部長を除き、これに養護教諭・スクールカウンセラーを加えたメンバーとする。

